

## 外部通報について

### ○ 北海道警察が受け付ける外部通報

通報対象事実等（公益通報者保護法上の通報対象事実その他の法令違反の事実（北海道公安委員会、方面公安委員会又は道警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限ります。））について、当該事実に関係する事業者に雇用されている労働者（道公安委員会、方面公安委員会又は道警察を役務提供先とする労働者を除きます。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる方が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を道警察に通報することをいいます。

### ○ 外部通報・相談窓口

北海道警察では、警察本部警察相談センター、方面本部警察相談センター、警察署警務課相談係を外部通報・相談窓口としております。

警察本部警察相談センターのご連絡先は下記のとおりとなります。

#### 《 郵送 》

〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察警察本部警察相談センター

※ 氏名、ご連絡先をご記入ください。

#### 《 電子メール 》

北海道警察ホームページに設けられております「メール警察相談等の受付」をご利用ください。

※ 外部通報として送付される場合には、氏名、ご連絡先をご記入していただくとともに、種別を「警察安全相談」と選択し、本文の冒頭に【外部通報】とご記入ください。

#### 《 電話 》

#9110（警察相談専用電話）

011-251-0110（警察本部代表電話）

※ 24時間受け付けております。

### ○ 外部通報の運用実績

	受付件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
令和4年度	4	0	0	0
令和5年度	2	0	0	0
令和6年度	3	3	3	2

※ 1 受付件数は、北海道公安委員会及び方面公安委員会で受け付けたものを含みます。

2 受理件数、調査に着手した件数、是正措置等を講じた件数は、受付件数の内数となります。

### ○ 参考

北海道警察に対する外部通報の対応手続等を定めた「外部通報対応要綱」は、北海道警察ホームページで公表しております。